

令和5年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第5号

令和5年3月16日(木)

---

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	副町長	武藤浩道君
教育長	鳥海義弘君	総務課長	遠藤龍太郎君
財政課長	熊谷有司君	まちづくり政策課長	千葉昭君
復興推進課長	武藤亨介君	復興推進課技監	門脇匡哉君
税務課長	小野純一君	町民課長	片倉剛君
保健福祉課長	鎌田光一君	農政商工課長	高橋優君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	伊藤義継君
学校教育課長	菅野直人君	社会教育課長	赤間良悦君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 上杉琉日

---

議事日程第5号

令和5年3月16日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第42号 財産の貸付について

日程第 3	議案第 4 3 号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
日程第 4	議案第 4 4 号	令和 4 年度大郷町一般会計補正予算(第 1 2 号)
日程第 5	議案第 3 3 号	令和 5 年度大郷町一般会計予算
日程第 6	議案第 3 4 号	令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 7	議案第 3 5 号	令和 5 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 8	議案第 3 6 号	令和 5 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 9	議案第 3 7 号	令和 5 年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第 1 0	議案第 3 8 号	令和 5 年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 1 1	議案第 3 9 号	令和 5 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
日程第 1 2	議案第 4 0 号	令和 5 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第 1 3	議案第 4 1 号	令和 5 年度大郷町水道事業会計予算
日程第 1 4	議発第 1 号	大郷町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
日程第 1 5	請願第 1 号	「消費税インボイス制度(適格請求書等保存方式)実施延期を求める意見書」提出についての請願書
日程第 1 6	委発第 1 号	消費税インボイス制度(適格請求書等保存方式)実施延期を求める意見書(案)について
日程第 1 7	議員派遣の件	
日程第 1 8	閉会中の所管事務調査	

---

本日の会議に付した案件

令和 5 年 3 月 1 6 日(木曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 4 2 号	財産の貸付について
日程第 3	議案第 4 3 号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
日程第 4	議案第 4 4 号	令和 4 年度大郷町一般会計補正予算(第 1 2 号)

日程第5	議案第33号	令和5年度大郷町一般会計予算
日程第6	議案第34号	令和5年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第7	議案第35号	令和5年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第8	議案第36号	令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第9	議案第37号	令和5年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第10	議案第38号	令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第11	議案第39号	令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
日程第12	議案第40号	令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第13	議案第41号	令和5年度大郷町水道事業会計予算
日程第14	議発第1号	大郷町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
日程第15	請願第1号	「消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）実施延期を求める意見書」提出についての請願書
日程第16	委発第1号	消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）実施延期を求める意見書（案）について
日程第17	議員派遣の件	
日程第18	閉会中の所管事務調査	

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、6番田中みつ子議員及び7番熱海文義議員を指名いたします。

日程第2 議案第42号 財産の貸付について

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第42号 財産の貸付について。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第42号 財産の貸付につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

議案第42号 財産の貸付について

次のとおり財産を貸し付けしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

#### 記

#### 1 貸付する財産

名称	旧大郷町立歯科診療所
土地	所在地 大郷町中村字谷地際山5番12、5番95、5番96、5番98
	面積 2,418.15㎡（地目：宅地）
建物	建築面積 393.75㎡（鉄筋コンクリート造平屋建）
付帯設備	機械及び備品一式

#### 2 貸付の相手方

仙台市宮城野区新田一丁目19番54号

医療法人社団 青葉会

理事長 笠原一規

3 貸付金額 年額62万5,200円

4 貸付目的 歯科診療事業用として使用

5 貸付期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和5年3月16日 提出

大郷町長 田 中 学

本件につきましては、医療法人社団青葉会に貸付けしております旧大郷町立歯科診療所の土地、建物及び付帯設備につきまして、本年3月31日をもって貸付期間が満了します。

現契約者の医療法人社団青葉会より、引き続き貸付申請があったことから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件は、平成30年3月の議会におきまして同意の議決をいただいているものでございます。

貸付けの内訳は、前回と同様の内容となっておりますが、貸付金額につきましては、令和3年度の固定資産税評価替えにより見直しを行った内容となっており、現契約額年額63万4,800円を62万5,200円に改定するものでございます。

貸付期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上で議案第42号 財産の貸付についての提案理由の説明を終了いたします。御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 5年間の契約が切れたということなのですが、過去5年間に土地または建物の修理なり修繕に費用どれくらいかかっているのか。かかっていないのか、その辺をお聞きします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 大規模なものとしましては、建物の屋上の防水シートを張り替えたことがございます。

あと、内部的な大きい、大規模じゃない部分につきましては、現委託、契約してございます青葉会さんで修繕をしていただいているものでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第42号 財産の貸付についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第3 議案第43号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、議案第43号 宮城県市町村等非常勤職

員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第43号の提案理由の説明を申し上げます。

議案目録2ページをお開き願います。

議案第43号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和5年3月31日限り、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会から白石市外2町組合を脱退させ、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月16日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本規約の変更理由について申し上げます。

白石市外2町組合、構成市町、白石市、蔵王町、七ヶ宿町が令和5年3月31日限り解散することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会の規約改正が必要となることから、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会宛て協議を行うに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

3ページを御覧いただきます。

別紙同規約の改正内容を説明いたします。

改正の内容でございますが、別表第1中「・白石市外2町組合」を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約の施行期日は令和5年4月1日としております。

以上、議案第43号についてよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。  
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第43号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第4 議案第44号 令和4年度大郷町一般会計補正予算(第12号)

議長（石川良彦君） 次に、日程第4、議案第44号 令和4年度大郷町一般会計補正予算(第12号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第44号 一般会計補正予算(第12号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第44号 令和4年度大郷町一般会計補正予算(第12号)

令和4年度大郷町の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,911万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億4,836万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補

正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月16日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算でございますが、中粕川地区のかわまちづくり事業区域に隣接する地に地域振興拠点形成の実現に向けての復興まちづくり計画策定業務に係る所要の予算につきまして計上してございます。

補正額といたしましては、一般会計で1,911万8,000円の増額補正で、補正後の予算額は66億4,836万6,000円となっております。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を御説明をいたします。

まず、歳入です。

第19款繰入金第1項基金繰入金2,231万8,000円の増額補正です。財源調整としての財政調整基金繰入金の調整によるものでございます。

第22款町債第1項町債320万円の減額補正です。大郷小中学校外壁等修繕工事に係る借入見込額の確定による過疎対策事業債の調整でございます。

歳入補正額合計1,911万8,000円の増額補正でございます。

続きまして、4ページでございます。

第7款土木費第5項都市計画費1,911万8,000円の増額補正です。中粕川地区のかわまちづくり事業区域に隣接する地に地域振興拠点形成の実現に向けての復興まちづくり計画策定業務に係る所要の予算を計上するものでございます。

内容としましては、地域振興拠点形成作成、農地転用手法検討、全体事業費、農地取得費、方法算出、費用負担割合検討、農業団地構想案策定及び農業団地販売に関する市場調査並びにかわまち計画との整合などについて調査検討するものでございます。

歳出補正額、合計1,911万8,000円の増額補正でございます。

以上、補正前の予算額66億2,924万8,000円に歳入歳出とも1,911万8,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ66億4,836万6,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正につきまして御説明をいたします。



今回の補正は、繰越明許費の追加1件と変更が3件でございます。

1. 追加です。款項、事業名、金額の順に御説明をいたします。

第7款土木費第5項都市計画費、復興まちづくり事業、1,911万8,000円です。

今回の補正予算に計上した復興まちづくり計画策定業務で、業務に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となるものでございます。

完成期限は、令和5年の12月末を予定してございます。

次に、変更でございます。

款項、補正前、補正後の順に御説明をいたします。

第9款教育費第2項小学校費、補正前の事業名、大郷小学校外壁等修繕事業、金額3,669万1,000円から補正後、事業名は同じで、金額を5,237万7,000円に、また、第3項中学校費、補正前の事業名、大郷中学校外壁等修繕事業、金額7,946万5,000円から補正後、事業名は同じで、金額を1億1,030万9,000円に変更するものでございます。

いずれも、今定例会で繰越明許費の御可決をいただきました大郷小・中学校外壁等を修繕するに当たり、年度内に支出予定でありました中間前払金につきまして、工事完了後の支払いに変更となったことから、工事費分を増額するものでございます。

完成期限は、令和5年の5月末を予定してございます。

次に、第10款災害復旧費第4項公共施設災害復旧費、補正前の事業名、こども園災害復旧事業、金額4,867万2,000円から補正後、事業名は同じで、金額を5,113万6,000円と変更するものでございます。

こちらも、今定例会で繰越明許費の御可決をいただきましたこども園災害復旧事業を施行するに当たり、発注支援業務につきましても工事と並行して実施する必要があることから、発注支援業務分を増額するものでございます。

完成期限は、令和6年3月末を予定してございます。

続きまして、6ページでございます。

第3表 地方債補正につきまして説明をいたします。

変更1点でございます。

起債の目的、補正前、補正後の順で御説明をいたします。

1 学校教育施設等整備事業です。大郷小・中学校外壁等修繕工事及び大郷中学校バックネット改修工事の借入額の確定見込みにより、限度額を1億7,880万円から1億7,560万円に変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

以上で議案第44号 一般会計補正予算（第12号）の提案理由の説明を終了いたします。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 10ページの復興まちづくり計画策定業務1,900万円とありますが、その詳細な場所、あと、その面積、そして計画における計画が終わるまでの期間をもう一度お伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

場所につきましては、現在かわまち計画を予定している場所の北側の約55ヘクタールの土地でございます。

詳細の設計、すみません。今回の調査費の工期につきましては、今年12月末を予定してございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） その調査後の利用目的について、どのようになっているのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

調査結果の使用目的ということによろしいでしょうか。調査結果につきましては、今回町が考えている事業は、どういった全体事業費だったり、用地を取得する手法であったり、そもそも農地転用ができるかどうか、そういったところを調査いたしまして、事業実施の実現性を探ってまいるとというのが調査の目的でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 農地転用とか、様々な農地がある中で、その農地転用とされる場所に対してどのような今後企業だったり、何かあるのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

まず、農業団地の構想につきましては、そういったニーズも含めまして、今回の調査の中で市場調査のほう実施してまいりたいと考えてござ

います。

こちらにつきましても、判断材料の1つとして使用する予定となっております。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） この調査といいますか、復興まちづくり計画検討業務、調査業務ということなんですけれども、これ2月27日の全員協議会の中で、業者さんも来ながら、担当課、町長のほうからも御説明あったんですけれども、この調査を行って、その上で事業をやるかやらないか判断します。そのための調査費なんですというような御説明があったと思うんですけれども、その後、この件に関してお聞きすると、町長は、もう動き出したらやめるべきではないんだとか、そういうような町長のお話もある中で、今回この農業団地構想案となっておりますけれども、これ策定ということまで入っているわけで、ということは、もう動き出したらもうやめないよと、町長の言葉を借りればやめないよというようなことに捉えるんですけれども、どちらなのか。調査を行って、判断によってはやめることもあるのか、進めるのか。どうしても何があっても進めるのか。どちらなのかお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの御質問でございますが、何があってもという議員の質問なんですけれども、何があってもやるということはございませんので、調査結果によってどうするかという判断材料をいろいろ調査をするという、それが調査の目的でございますので、やるかやらないかというのは、その後でございますので、ただ、客観的に捉えて、大郷町とすれば、農業を基本としたまちづくりの枝葉をつけるための対策である産業になる、そういう意味合いが十分含めているので、私はしっかりした広く調査をして、それから、町民の判断も得たいというふうに思っておりますので、議会を越えたところで私は判断をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。2番佐藤 牧議員。

2番（佐藤 牧君） 以前全協の中で頂いた資料の、こういったものがあったと思うんですけれども、大郷町地域振興拠点形成の実現に向けた取組（案）ということの中に、SSP計画（スマートスポーツパーク計画）事業推進マネジメントというところに、全体事業とSSP計画に関する企業版ふるさと納税と庁内関係各課との調整というふうな言葉書かれてあるんですが、これ私SSP計画によって企業版ふるさと納税の税込

を上げたいというふうなお考えから、こういったことが書かれているのかなと思ったんですが、そのために、そういった税収を上げるために町として企業版ふるさと納税を上げるために、どのような、今の段階でもし教えていただけることがあるのであれば、町としてどのようなお考えを、PRのお考えをお持ちなのか教えていただければと思います。

できるだけ具体的に、もし決まっているお考えがあるのであれば教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

まず、町としまして、この場所を通して地域振興の拠点の形成計画を策定し、これを実現に向けて調整を図ってまいりたいと考えてございます。

この計画に御賛同いただける企業さん等いらっしゃれば、そういったところに裾野を広げまして、企業版ふるさと納税のスキームを通して納税いただいた資金を町の、例えば財源の一部に充てていきたいという考えで、そういったスキームづくりをひとつ骨子をつくってみたいなど考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） まず、私の一般質問、先日スマートスポーツパーク構想についてお聞きしたところ、これは企業側からのビジョンとして町に提案されたもので、町事業として決定しているものではないと。今大友議員からも出されましたが、だから、調査するとのことでしたが、それ以前に、私思うには、このスポーツXという会社の信頼性について調査する必要があるのではないかと思うんですが、そのことについてお聞きしたいと思います。

それから、さきの説明では、地域振興拠点計画策定に向けた調査で、かなり前向きに進んでいると私は捉えるわけなんですけど、調査の中で、今これも大友議員から言われましたが、調査の中で事業をストップするというのも十分にあるという考えでいいんですね、町長ね。

その辺もう一度繰り返し確認しておきたいと思います。

それから、何でこの時期に補正予算組んで、挙げ句に繰越明許で事業を令和5年度にやるという、この運びに至ったのか、その経過についてお聞きしておきたいと思います。

この3つについて、まず答弁願いたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

1点目、企業の信頼性の部分につきましては、こういった調査をすれば信頼性について客観的に確認できるかも含めて、いろいろな多方面の組織とか県とか、そういった機関に確認してまいりたいと考えてございます。

2点目のこの事業進めることが決定しているのかという点につきましても、担当といたしましては、町長の御意向に沿った形でどうやったら実現できるのかという視点を大切にしながら、計画のほうは策定してまいりたいと考えてございますが、一方で、農地を転用できるかどうかとか、そういったところもこの計画がこの仮にあの土地で農業を続けていくよりも、より高い経済効果に波及するということを数字でもって示していかなきゃならないという部分がございますので、そういったところを丁寧につくり込んだ上で、農地転用ができるかどうかという判断はしていきながら、事業の実現に向けて判断の材料としてつくってまいりたいと考えてございます。

あと、3点目の工期についてなんですが、仮にいつ出来上がってもいい事業ですよというわけにはいなくて、最短でこの事業を実現させるとなれば、今担当として考えておりますのは、現場のほう着手できるのが遅くても来年度の耕作の稲刈り後、令和6年の10月から仮に現場を着手できると考えた場合に、実施設計の期間とか用地取得の期間とかを逆算していきますと、もう可能な限り最短で業務のほう発注したいと考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今何か町長さんの意向に沿ったということで答弁ありましたが、町長、そういうことで理解していいんですね。町長の意向だということ。もうトップダウンで進めているというようなことにも取りかねないような、今の答弁でしたが。

それから、私の手元に大郷町SSP事業計画書構想についてというやつで、2023年の1月11日付で作成されて町に提出されていると思われる資料があるわけですが、これが間違いなく町に来ていると思うんですが、この中身、それは、スポーツXの作った資料でございますが、経済効果なり、開発コストが明確に出しております。

それで、この中で、経済効果としては、地域農業法人が当初870万円からスタートしているんですが、5年後においては、事業が交流人口が168万3,000人になる割には、この地域農業法人から入れる食材仕入れの額

は1,700万円ということです。倍くらいしか見ていないんですね。

このような経済効果で、彼らがつくっている経済効果ですよ。これをどのように確認していくのか。

開発コストについても行政では24町歩買うと。スポーツXでは18町歩買うと。農業法人が農業として13町歩買うということで、具体的に出ておりますが、このような計画について、どのように町は考えて、今回の構想を出しているのか。

私その辺極めて意味があるのかなと思うんですが、その辺町長も含めて、町長のトップダウンの考え方も含めてお聞きしておきたいと思いません。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） この相手方につきましては、今ここに立地するために株主を募って、相当資本的にももっと増資しなくてはならないという、そういう今企業としての努力が求められている。そういう中であって、もし大郷町に今回立地が決定すれば、2026年には上場したいと。株を上場するということは、それなりの信頼がなければできません。

大郷町もそういう意味では、自治体であってもベンチャーですよ。国から与えられた地方交付税だけで間に合うはずがない。ないからどうして町税を上げていくかという努力もしなければならない。その努力のこれが原点であるというふうに私は理解するものであるから、調査をしっかりと、信頼もどうなのかということもそれなりの専門的な調査を実施しながら、判断に立つためのその調査費であるということを再三申し上げてきた。

最初からやる気がなければ、悪いことだけほじくり出して話しますよ。私も。私は、そういう考えがないものですから、提案されたものを真面目に大郷町のために次の世代が本当にこの事業が役に立つものなのかということも広く調査をする。調査をしなければそういう問題が見えない。見えないところで、そのことについても十分我々も検討して、今後いくための資料を出された。それをうのみにしているわけございませんよ。だから、調査が必要だ。調査しないところで何もできませんよ。そうでしょう。

議員も今まで農協に勤めておいて、農協に勤めていて、トップから言われたことやってきたでしょう。自分の判断だったの、あのアカベコだって。うそだ。そんなことできるわけねべ。

私は、責任者として、下に下ろさなければ下が動くか。常に私はそう

いう意味では、全てに全てに責任があるから、私が下ろす。下ろす前に、いろいろ調査もしますよ。それなりの。

それ以上、専門的なことができないから（「答弁中は黙って聞いていてください」の声あり）こういうことは俺だけに注意するのかい。そうではないでしょう。石川議員。何で俺が今答弁しているのにごちゃごちゃごちゃって。失礼な。（発言あり）いいですか。

議長（石川良彦君） 町長、答弁続けてください。

町長（田中 学君） それだけ大郷町が今せっぱ詰まった状態なんですよ。責任取れないことはやっていませんよ。皆責任取ってるよ。（発言あり）

だから、ここで皆さんの考えがどういうふう判断されるかは、これから議長の裁決で決まるわけだ。それは、意見として聞いているけれども、そんな話では町はよくなる。悪いことないか、悪いことないか。悪いことだけ探そうとしている。それでは事業ができない。

事業やった限り、やめては駄目なんだよ。成功するまで。俺そのこと言ってるんだ。大友議員。

仕事始まったら、成功するまでやめては駄目なの。だって、途中でやめたの、俺じゃないよ。

議長（石川良彦君） 町長、まとめて。整理してください。

町長（田中 学君） あれだって、あれば今どれだけ町の観光に、やりもしないで何言ってるんだ。やってから言いなさい。私のやったのこうなんだと。見せてくれ。6期も7期もやってきて、何言ってる責任ないさ。皆さんは。俺は、言ったら責任あるんですよ。やったら責任あるの。

みんなそうじゃないか。中途半端にして。だったら、対案を出して、それを町長これを下ろしたら我々こういうの提案するというぐらい言ってくれよ。何ぼでも受けるから。冗談じゃないよ。終わり。

議長（石川良彦君） 傍聴の皆さんに申し上げます。発言中は静粛をお願いいたします。

次に、千葉勇治議員。町長発言中ひとつ静粛にしてください。傍聴規則に従ってよろしく申し上げます。

12番（千葉勇治君） 答弁ないのあるんだ。

議長（石川良彦君） 経済効果ですね。じゃ、担当課から。答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

議員さん方多分手元にお持ちの資料につきましては、1月に役場のほうに政策途中というか、その時点での算定効果としていただいているも

のだと思われませんが、今後その辺の事業の信憑性だったり、数字的な部分につきましては、地域未来投資促進法の手続の中で、事業者が作成すべき地域経済牽引計画というところで、しっかり数値の根拠等も踏まえ、検証されていく部分と考えておりますので、そういった検証結果を見ながら、町も主体的に町独自の事業効果的などころはしっかりと考えてまいりたいと考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今確認されましたが、間違いなくこれは町のほうに届いているということで、あくまで提案だということで、担当課長からも説明受けたわけですが、この中で、私思ったのは、初めて耳にしたのが地域未来投資促進法活用して云々ということで、農振除外すると。これどういう関係なのか。このことだけ聞いておきたいんですが、地域未来投資促進法を活用して農振除外や農地転用を行う予定だということで彼らは考えておるわけですが、このことについて、どういう農振、地域未来投資促進法というのがなぜ農振除外に対応できるような法律なのか。

また、これが近々に変わる予定だと。変わるためと、具体的に出しております。断言しております。これらは、どういう意味合いがあるのか。その辺についてお聞きしておきたいと思えます。

これは、今回の4月末の、令和4年度末に提案している大きな意味合いがあると思うので、その辺お聞きしておきたいと思えます。どうなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

まず、県の指導の下で、もともとあの場所につきましては、第1種農地になりますので、原則として農地の転用は認められないというところの場所につきまして、その原則の不許可の中で例外規定が設けられていまして、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に基づくものというようなことがございます。

この計画に当たるのが今回策定するものになってございまして、これが計画の妥当性とか、信憑性というものの審査を受けた中で、実現可能だなどという判断をいただければ農地転用ができるという流れになってございます。

これは、現在そういう推定で考えてございまして、作業を進めていく中で変わっていく可能性もあるのかなと思っております。

なので、第1種農地を転用できる手法の中で、一番現実性が高い、農



地以外のものにする場合に現実性が高い手法の地域未来投資促進法の趣旨にのっとりた形で作業を進めていくのが一番なのかなというふうに、現段階では考えてございます。

制度が変わることにつきましては、今宮城県で県が独自で策定している基本計画が5パッケージございます。涌谷町さんのほうで1パッケージ、独自でつくられています、ここの基本計画の中身が変わる可能性が10月にあるのではないかというふうに確認は取れておりますが、具体的にどう変わるかというのがまだ把握できてございません。

町のほうでも基本的な基本計画を町独自で策定する必要があるのではないのかなというふうなのが今町と県の共通認識でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 千葉議員、私の今の認識なんです、国も経済産業省も農林水産省も一体となって農商工連携を促進するために企業立地促進法改正して、農地でも一般の事業ができるような、そういう改正案が今示されている。

だから、我々は、今経済産業省にも農水省にも今の町の農業という実態を訴えながら、これを抜け出すためには農業以外の産業と一緒にしなければ駄目だという、その考え方を強くお願いしている。

国もそういう意味では、農商工連携で地域経済を発展させようという、地方創生の働く、稼ぐ地方創生でなければ駄目だということを唱えているんですよ。

だから、我々は、このチャンスを逃しては駄目だと。それから、国交省もこれから河道掘削する。その土砂をここに堆積させて、土地開発を進めていく。そうすることによって、コストを安く下げることができるという、そういう判断に立っているから、今でないで駄目だよと。時過ぎてからで、企業が撤退してからでやりたいなんて言ったって何もないですよ。今だからこそ価値があるので、そのことをトップダウンと言う。トップがやれと言わなければやれませんよ。俺が責任取るからやれと。俺が首かけてやるから、町民に駄目だと言われたらやめるよ。それだけのこと。

議長（石川良彦君） ほかに。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） この予算については、私もこの調査結果によっては撤退もあるよと、こう、そういうふうな感じで理解しておりました。

ただいま町長の話を見ると、何かそうでない。絶対やるんだというふ

うな話なんです、その中で、町長は、事あるごとに農業をあまり都合いいふうに理解して、(発言あり) 農業振興するよ。農業は、成長産業だ。あるいは、今回は農業に枝葉をつけると。これどういう意味なんですか。もう少し芯の通った農政に行ってほしいなと思います、その中で、農業に枝葉をつける、これどういう意味なのか。

あともう一つの発言。町税を上げる。この事業をやると町税が上がるんだと。それは、何を根拠にそういう話しているものなのか。

あと、議会の越えた時点で決定するという話。これどういう意味なんです。議会は無視するという事なのか、その辺の説明をお願いします。

議長 (石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長 (田中 学君) 日本は民主主義の国だから、町民の意見も聞くよと。議会の皆さんの意見だけじゃなくて、町民の意見をまず聞かなくてはならないなと。この調査後、町民と直接やりますよ。調査結果を報告して。

議会は、大松沢の若生議員は、反対すれば反対したよと。何が反対か俺は分からないけれども、反対したとかという話になるかもしれない。私は、調査結果を広く町民にそれを報告して理解を求めるよということを行っているわけ。

この枝葉というのは、農業は基本だと幹だと。柱は農業だよと。けれども、商業も工業もみんな一緒になってこの農業を守り立てていこうという、そういうプロセスなんです。

それ分からないでしょう。牛だけやっていたら分からないよ。牛をやったり野菜をやったり、加工して天ぷらを売ったり、そういう人たちだったら分かるんだよ。1点だけでは分からないかもしれない。

私は、そういうことを言っているんです。付加価値をつけるよと。大郷の農業を柱にしたら、いろいろな業種が一緒になって、その農業を守り立てていく手法を取っていくよという意味を言っているわけ。

それが分からないとすれば、一緒に勉強するから。私のところに来ればいいんだ。一緒に、こういうことなんだよということを話したいなと思っていますよ。以上です。(発言あり)

議長 (石川良彦君) 経済効果。

町長 (田中 学君) 経済か。経済は、何百万人の人間がこの事業をやることによって、交流人口が動くよと。動いたらどういうふうにして地域の皆さんが金に結びつけていく知恵を出していくべ。こういうことなんです。

人が来ないところで商売ならないですよ。みんな死んだらば俺線香売りするんだという話と同じだ。その話は。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） まず最初に、畜産ばかりやっている分には何も分からないんだという言葉、俺は訂正してほしいな。畜産なんか俺だけじゃないんだからさ。その辺、失言には十分注意してください。

まず、次に、農業に枝葉、農業をあまり勝手に軽々しく利用し過ぎているんじゃないかと言っているのもあって、もう少し農業という言葉理解して農業振興語ってください。

あと、この調査なんですけれども、これは、（発言あり）うるさいな。町長。この調査、役場ではできないんですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 役場の調査は、限界があるの。いろいろな専門家を使わなければ分からない部分がいっぱいあるの。

法定なものであったり、そういうものを役場も提案しながら、一緒に勉強しながら調査をするという。何でその調査して駄目なのかということ俺が質問したいよ。あなたに。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。大友三男議員。

4番（大友三男君） 先ほど町長の役割と議員の役割というものを何か述べられていたと思うんですけれども、町長はもちろん事業を提案する側であって、我々の役目は、一丁目一番地は、それが大郷町のためになるかどうか、監視する役目が一丁目一番地の役目です。

だから、全く立場が違います。その件に関して。

もう一つは、このまちづくり計画の関係なんですけれども、これ農業転用、全体事業、農業団地とか、あとかわまち計画との整合性とか、これ調査するということで、ここに新たに出してもらったのはいいんですけれども、1,900万円という、決して小さい金額ではない中で、どこにどのぐらいかかるのかという詳細が全く載っていないんですけれども、教えていただきたいんですけれども。予算組んでいるんだから、そのぐらい出るでしょう。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

まず、発注前の積算内容は手持ちにはございますので、ここにつきまして、公表することが差し支えないということであれば、公表というか、お出しすることが、そこは事務局とちょっと調整させていただいた上で

御提出させていただければなと思いますが、こんな回答でよろしいでしょうか。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 今回の件に答弁させていただきますが、今回御可決いただきましたら、その後発注するわけございまして、予定価格を事前に皆様方に公表するという形になりますので、それにつきましては、入札前でございますので、詳細につきましては、差し控えさせて、今回は提案させていただかないということでお願いしたいということでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） 外部提供禁止の状態の中で議会にだけは示せないんですか。そこをちゃんと、これ判断するのに、本来ならば議会だけにでも示す必要があったんじゃないかと思うんですよ。総体事業というのじゃなくて。

それぞれ個別にこういうようなものを出してきているわけですから、そういうことをしていただけませんか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 今までもいろいろ議会のほうにいろいろな事業計画なりはお示しさせていただいてございますが、詳細まで金額を積んだ部分をお示しはしたことは多分なかったと思いますし、今後やっぱりそれが議会のみということになります。いろいろな面でそこからほかに出回ったことがもしございましたら、入札の公平性に欠けるということになってきますので、それは御了承いただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございせんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第44号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第12号）を採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

ここで10分間休憩といたします。

午 前 10時52分 休 憩

午 前 11時01分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

なお、本会議中であります。中継もありますし、あるいは会議録作成等もありますので、発言中については私語を慎むように御協力方、よろしくをお願いします。

大友議員、（発言あり） 同じですから、同じく皆さん同じであります。傍聴者の皆さん、そういうことで、先ほど言ったとおりでお願いします。

---

日程第5	議案第33号	令和5年度大郷町一般会計予算
日程第6	議案第34号	令和5年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第7	議案第35号	令和5年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第8	議案第36号	令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第9	議案第37号	令和5年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第10	議案第38号	令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第11	議案第39号	令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
日程第12	議案第40号	令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第13	議案第41号	令和5年度大郷町水道事業会計予算

議長（石川良彦君） 次に、会議を始めます。

日程第5、議案第33号 令和5年度大郷町一般会計予算、日程第6、議案第34号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計予算、日程第7、議案第35号 令和5年度大郷町介護保険特別会計予算、日程第8、議案第36号 令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、日程第9、議案第37号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計予算、日程第10、議案第38号 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算、日程第11、議案第39号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算、日程第12、議案第40号 令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、日程第13、議案第41号 令和5年度大郷町水道事業会計予算を一括議題といたします。

ここで、予算審査特別委員会に付託されました議案第33号から議案第41号までの各予算について、委員長より審査結果の報告を求めます。予算審査特別委員長和賀直義議員。

予算審査特別委員長（和賀直義君） それでは報告いたします。

令和5年3月16日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

予算審査特別委員会  
委員長 和賀直義

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された下記事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大郷町議会会議規則第72条の規定により報告します。

なお、本委員会は別紙のとおり意見を付することに決定しました。

#### 記

議案第33号 令和5年度大郷町一般会計予算、可決すべきものと決定。

議案第34号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第35号 令和5年度大郷町介護保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第36号 令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第37号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第38号 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第39号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第40号 令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第41号 令和5年度大郷町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

#### 意見

##### ○一般会計予算

1. 税の収納率向上に努められたい。
2. ふるさと納税の目玉となる返礼品の開発とサイトの活用を図られたい。

3. 町境付近の県道に防犯カメラを設置されたい。
4. 夏まつり開催を再考されたい。
5. 住民バス・ふれあい号のさらなる利便性向上に努められたい。
6. 各種検診の受診率向上に努められたい。
7. ごみ集積所に防犯カメラを設置されたい。
8. わな免許取得の周知徹底、取得者の増を図られたい。
9. 町道えにしのと線の整備を図られたい。
10. 大和・松島線等県道の整備を強く要望されたい。
11. 活性化事業に沿って地域おこし協力隊の募集に努められたい。
12. かわまちづくり事業は広く町民から意見を求め、計画されたい。
13. 消防団員の確保に努められたい。
14. ICTを活用し、学力向上に努められたい。
15. 無形文化財の継承を町全体で進められたい。

○国民健康保険特別会計

なし

○介護保険特別会計

認知症の理解促進、早期発見、相談体制の整備に努められたい。

○後期高齢者医療特別会計

なし

○下水道事業特別会計

加入促進に努められたい。

○農業集落排水事業特別会計

加入促進に努められたい。

○戸別合併処理浄化槽特別会計

加入促進に努められたい。

○宅地分譲事業特別会計

なし

○水道事業会計

基本料金の軽減を検討されたい。

以上。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

これより委員長に対する質疑に入りますが、議会運営に関する基準により省略をいたします。

これより議題ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第33号 令和5年度大郷町一般会計予算について討論に入

ります。熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 一般会計に対して、修正動議をお願いします。

議長（石川良彦君） 誰か賛成、ほかにいます。（発言あり）ちょっと待ってくださいね。

それでは、修正案の提出をお願いいたします。

ただいま7番熱海文義議員より動議の提出がありました。賛成者、ほか1名であります。

地方自治法第115の3及び会議規則第16条の規定により、所定の発議者がありますので、修正の動議は設立をいたします。よって、修正案を全員に配付していただきますようお願い申し上げます。

暫時休憩といたします。

午 前 11時11分 休 憩

午 前 11時39分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、会議を開きます。

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） それでは、ここで本案に対して熱海文義議員ほか1名からお手元に配付した修正動議を提出をされましたので、これを本案と併せて議題とし、提出者より説明を求めます。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） それでは、私のほうから議案第33号 令和5年度大郷町一般会計予算に対する修正を行います。

まず、次のページを開いてもらいたいと思います。

第1条の歳入歳出予算の総額はそれぞれ収入、歳出それぞれ55億7,000万円と定めるところを54億8,000万円に修正したいと思います。

これについては、一番最後のページで、歳出のほうで先に説明いたします。

今回縁の郷の施設に1億円の町からの持ち出しがあって、いろいろテレワークとか、それから歴史館とかバーベキューハウスの修繕とかがありました。

私からすれば、もう縁の郷に1億円をかける事業じゃないな。町当局では交流人口を増やして、そして、定住につなげるという説明がございました。しかし、私は、交流人口がまず増えるか不安でございます。例えば、増えても定住につなげるというようなことはちょっと不安でございます。

その前に、定住につなげる方策として、もっと、例えば東沢団地の地



盤の修正なり、改修なりして、今町に定住したくても土地がないという状況にあります。これ、何回も町長には言ってきました。だけれども、造成はしないということで、民間に皆任せるということを言っていましたので、東沢団地は、まだ町の財産なので、地盤改良にはさほどお金がかからず定住できるんじゃないかなと思います。

また、これまで町長は、何でも民間企業に事業を委託するというようなことを言っていました。縁の郷も民間企業に売ったほうがいいんじゃないかと提案をしました。町長は、外の廊下で熱海議員、売ったほうがいいんじゃない。そうですと言ったら、よし、分かったということを行いましたので、今回この9,000万円をテレワークなどの施設に（発言あり）例えばあそこに1億円かけても町の税収はないと。あそこから1円も入ってきません。利益は全部ラトリエさんのものでございます。

よって、私はここでこの9,000万円を抜いた修正案としたいと思います。よろしく御賛同いただければと思います。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより修正案に対する質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

それでは、これより討論に入ります。

まず、町長から提案された原案に対する賛成者の発言を許します。佐藤 牧議員。

2番（佐藤 牧君） 議席番号2佐藤 牧。令和5年度の一般会計予算について、原案に賛成の立場で討論させていただきます。

まず、施政方針の内容と令和5年度一般会計予算の内容が大筋で一致していると考えます。

私は、以前討論の中で、本町が直面している課題は困難なものが多く、優先順位をつけようとしてもどれも重要な難題ばかりだと述べました。それは、今も同じだと思います。

年を追うごとに人口減少が進み、財政は厳しさを増している状況にあります。そのような折にも関わらず、18歳までの医療費無償や小・中学校とこども園の無償をはじめとした子育て支援をこれまで同様、多面的に継続していくことは、移住、定住の促進に重点を置く本町にとって大変有効な施策であると、引き続き評価できると思います。

また、高齢者の方々にとってもふれあい号の利便性向上を図っており、ともするとルールや決まりに縛られがちな中にありながら、現場の意見

を尊重して、暮らしやすいまちづくりをしようという堅実な姿勢が明らかです。

さらに、防災のための住環境整備支援として、一部の地域だけでなく、全ての浸水想定区域を対象にかさ上げや擁壁工事に取り組みやすくなっております。これは、災害対策をより強固なものにして、全ての町民の方々の生命と財産をしっかりと守っていこうという公正で公平な視点に立った復興推進、定住促進のまちづくりの代表的な施策の1つであると言えると思います。

加えて、かわまちづくり協議会による先進地の視察研修も予定されており、災害からのよみがえりと今後の発展に向けた確かな歩みが期待できます。

地域おこし協力隊の新たな委託型では、協力隊員の方がさらに広く町全体を見渡す視点を持って、本町とより有機的につながって活動できるよう工夫されています。

そのほかにも、コロナの打撃の大きかった飲食店を勇気づけるべく、大郷弁当市という新しい試みや、物価高騰対策として、町民1人当たり5,000円分の生活応援商品券の発行、新たに起業する方への空き店舗や既存店舗の改修を支援する起業者等支援、学校の先生方のICT研修により、次世代を担う教育ツールによる教育の質の向上を目指すなど、今と未来をつなぐための新しい取組が数多く盛り込まれています。

ところで、私は、人は実直、堅実であろうとするほど、保守的になると思っています。本質的にはそれでいいとさえ思います。ただ、保守的になり過ぎて、石橋をたたいて壊してしまうと、せっかくのチャンスを見送ることにもなりかねません。

大切なのは、実績のあるデータとそれを見定める知恵、未来への冒険心とそのために汗をかくことだと思っています。

ぶっちゃけ、真剣に考えた結果であれば、賛成でも反対でも価値があることだと思っています。あとは見解の相違ですから。

たとえどちらの立場でも互いの意見を照らし合わせることで、よりよい見地に向かって歩んでいきたいと、恐らく全ての議員の皆さんが願っていることだと思います。

終わりに、今後も財源確保のために国や県に対してさらなる働きかけをし、将来のために町の総合計画に沿って長期的に課題解決に取り組み、町民の方々からの意見をさらに積極的にまちづくりに反映していただけることを御期待申し上げ、賛成討論といたします。終わります。

議長（石川良彦君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 熱海議員から提出されました修正案に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

町長いつも民間活力を使っのまちづくり、ずっとそんな話をしてこられました。確かに、ラトリエに縁の郷をお任せするに当たって、それまで1,000万円近くの委託料が渡されていて、その委託料なくして民間のラトリエに縁の郷を運営していただくと。すごく素晴らしいことだと私もその当時は思いました。

ただ、いまだにラトリエさんの姿が見えないというか、実績が見えないというか、多少宿泊客の報告なんかを受けていますが、なおかつ、今回福島地震によって、もう1年になるそうなんです、バーベキューハウスと歴史資料館かなり傷みました。それに絡んでの修繕を入れて、テレワークシステムを導入し、交流人口を増やして定住につなげるという構想をお聞かせいただきました。

確かに、半分、4,000万円でしたか、国からの補助をいただいてやるという、担当課なり町の努力は認めるところではございますが、民間活力を使うのはいいんですけれども、どうも町でお金なり力を貸す。何かもう言葉として適当かどうか分かりませんが、おんぶにだっこかなと。そこまで面倒見なきゃいけないのかな。

そんなことから、私は、この修正案に賛成の立場での討論とさせていただきます。御賛同よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 12番千葉勇治です。原案に反対する立場で、議案第33号令和5年度大郷町一般会計に反対の立場でということで討論します。

まず、歳入の部についてなんです、地方交付税について、国でも地方財政の厳しい実態に対応し、上げる傾向にあるという説明の中で、本町ではその引上げ見直しが全然されない中で、財政調整基金の繰入れや

町債などで調整しており、町民主体のまちづくりに水を差していると言わざるを得ないと思います。

歳出について、1、ふるさと応援寄附金を通じて本町の実態を知ってもらうためにも、都市圏に住み、本町を思ってふるさと応援寄附金を下さっている皆様と積極的な交流を図ることを提案しておりましたが、当初予算には全然反映されておられません。

2、まち・ひと・しごと創生総合戦略会議について、推進員をはじめ多くの町民の声が反映される総合戦略でなければならないと思いますが、会議の内容からして、そのようになっていないということを強く感じました。改善を強く求めたいと思います。

3番目、ドローン活用推進会議の必要性が感じられません。また、ドローン活用による農薬散布助成などは、ドローン活用という事業をあえて肯定するためにも後からつけ足したようなもので、現場からの強い希望で、要望で出された事業なのかについて、説明が極めて曖昧であり、必要ないと判断します。

4番目、ようやく定着しつつある本町の夏まつりの中止を当初予算では夏まつりを項目にする案が廃目にする、夏まつりを廃目にする案が示されており、許されることではありません。夏まつりの再考を強く願うものであります。

5番目、単位老人クラブへの助成金が大幅に減額されております。確かに実態に合わせた予算ということにはなるとは思います。高年齢化率が年々高まる本町にあって、単位老人クラブの再編成の音頭を取ることは、取る立場にある町当局の姿勢について、あまりにも消極的な予算編成であり、社会福祉協議会と一体となり、再編に積極的な町側の姿勢を求めるものであります。

5番目、すこやか子育て医療費の助成について、いろいろな国側の制約はあると思いますが、県内では当初から子供均等割課税をせずに対応している自治体もあります。子育てするのに金がかかるから、せめて子育てが終わるまでの期間だけでも何とか均等割を免除してほしいという要求からスタートした、今回のこの制度の趣旨からしても、納税後に戻すという内容について、当初から課税しない方法を強くお願いしたいと考えるものであります。

7番目、通園バスの運行補助金について、園児が年々減少傾向にある中で、運行内容の見直し、検討を図るべき時期に来ていると考え、提案されておりますが、何の進展がなく、聞く耳持たずの執行部と考えざる

を得ません。

8番目、難聴者や認知症の早期発見について、町の予防健診のメニューに取り入れ、対策を急ぐよう求めているにも関わらず、当初予算には含まれておりません。

9番目、仙台牛大郷産の消費拡大を図るための取組アイデアが何も出ておりません。大郷牛消費で健康な体づくりを心がけたいという住民要求に対応できる環境づくりを強く求めたいと思います。

次、10番目、県営の圃場整備事業調査負担金に関して、前川地区圃場整備対象となる地権者に対し、数年前に行ったアンケート調査以降、その後どうなっているのか、全然知らされていません。早期の説明会開催について、町からも強く関係機関に働きかけるべきと考えます。

11番目、縁の郷施設管理費の委託料の中で、設計料があまりにも高過ぎるので、説明を求めたところ、当日は資料がなく、翌日それに対する説明資料が届いたものの、高額を指摘した設計金額となる裏づけが説明されるものと判断することができず、いまだにその疑問は解明されていません。

また、工事請負費7,634万3,000円について、昨日の15日、予算審査特別委員会で現場に赴き説明をいただき、調査した経過がありますが、地域活性化拠点施設（パストラル縁の郷）の高付加価値化事業計画の目的が人口減少の緩和のため、企業誘致による交流人口の創出で、最終的に定住人口の増加につなげることになり、正の循環を構築するという事になっておりますが、この事業計画について、町と株式会社ラトリエが協議して立案したとのことでしたが、縁の郷の指定管理者であるラトリエがこの間に取り組んでいる事業が羽生のふれあい農園の管理状況など、果たしてどの程度信頼できるのか、数字的に何ら裏づけるものが定かにされていない中で、たとえその会社と町が絵に描いたようなすばらしい計画立案したところで、先の展開は極めて厳しく、それを覆すほどの説明は何もなく、計画倒れに終わることは十分に予想されます。

よって、多額の工事費、設計費を費やすことに強く反対するものであります。

12番目、町内を走る県道が一級河川吉田川の河道掘削や12年前に発生した東日本大震災時に太平洋側に土砂搬出した影響などでかなり傷んでおり、その復旧工事が急がれますが、県当局にその復旧を急がせた形跡が質問に対する答弁の中で明確でなく、姿勢が疑われます。

13番目、道路台帳整備に関連して、小学校付近の歩道、町道鍋釣線の

工事について、L字型土留めの下側を切断して工事をしたことが明らかになりましたが、安全が何よりも求められる歩道工事に問題がないのかも含め、台帳整備に当たり、慎重に対応することを要求しておきたいと思います。

14番目、滑川の緊急しゅんせつ工事について、災害復旧工事も含め、複数回にわたり滑川は氾濫しております。その大きな要因は、上流地の林地開発にあると考えますが、林地開発者にも流出対策や、それ相応の負担を求めるよう、県当局を通じ働きかけるべきであるにも関わらず、町は動いていないのか、滑川は土砂で埋まってしまうほどの危険な状態が続いております。

15番目、旧櫻井邸の活用について、民間企業が見つかるまで放っておくというようにも取られる町長答弁でしたが、あまりにもトップダウン方式の無責任な事業計画だと考えます。何事も一人がやらなければ始まらないとの発想の中で、夢新たにとの思いを込めての「夢新（むしん）」でしょうが、私から言わせれば、「むしん」とは心のない思いつきの「無心」、ない心であり、多くの町民にそのツケが回らないように願うものであります。

時間はかかっても、町民の多くが半歩でも一歩でも前に進むことができるように、町長はじめ執行部の皆様のかじ取り役を強く御期待し、令和5年度の大郷町一般会計予算案に強く反対をし、討論といたします。終わります。よろしく御賛同お願いします。

議長（石川良彦君） 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。10番高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 議案第33号 令和5年度大郷町一般会計予算の原案に対して賛成、そして、修正動議に対して反対の立場で討論をいたします。

今縁の郷、地震災害で大きく壊れた。あるいは、今後ここを交流人口を回すために、いろいろな形で取り組もうとしているわけなんですけど、私が仮にアパート借りた場合に、地震で壊れたら私が直すんじゃなく、大家さんが直して、そこに入って暮らすわけなんですけど、やっぱり不動産関係は町でたとえ貸しているんだけど、不動産に関しては町で対応してすぐ直してやらなきゃいけないと。

その中で、今来ている方、支配人ですか、また、若い大学卒業したかしないかぐらいの年齢の方、今一生懸命やっております。また、以前からいる従業員の方も一生懸命やっている。皆さん何度行っているか分かりませんが、ちょこちょこ私もあそこに行っているわけなんです

が、何か今年の2月にJR関係で大分人があそこに来まして、地域の生産組合の方たちと交流を持ったと。

やっぱり、そういう形でどんどんあそこをいろいろな形で町外から、県外から来ていただくべき。そういう景観のある場所なんですよ。あそこは。私以前も一般質問では話しましたが、夕日が見えて、本当に景観のいいところ。ここは、観光資源として素晴らしい。

今回町の提案として直すということなので、やっぱりぜひともやっていただいて、ここに土日になれば大郷の縁の郷に行ってバーベキュー食べようとか、あるいは何かキャンプもやるような構想持っているようなので、その支配人の方たち。やっぱり土日は大郷に行って、家族で、友達で交流を図って利用しようという、そういう素晴らしい景観があるところなんです。

ぜひとも皆さん、反対の方いろいろいるようですが、ぜひとももう一度考えて直していただいて、この事業を全員が賛成の中でやっていただきたいなど。

予算が9,000万円、町の持ち出しが1,700万円という形でやる事業なんです。傍聴に来ている皆さんもこういう事業だということを受け止めていただいて、検討していただきたいということでもあります。

ひとつ皆さん、全員参加の中で原案を賛成していただくように、ひとつよろしくお願いします。

以上で終わります。

議長（石川良彦君） 次に、修正案に賛成の討論をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、原案に対する賛成の発言者を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、修正案に対する反対者の発言者を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、原案に対する賛成者の発言者を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、修正案に対する賛成者の発言者を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第33号 令和5年度大郷町一般会計予算の採決を行います。

まず、本案に対する熱海文義議員ほか1名から提出されました修正案について、起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立少数であります。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、議案第33号 令和5年度大郷町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時15分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に続き会議を開きます。

議案第34号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第34号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和5年度大郷町国民健康保険特別会計予算に対する委員長報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和5年度大郷町介護保険特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を



終わります。

これより、議案第35号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和5年度大郷町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第36号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第37号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和5年度大郷町下水道事業特別会計予算に対する委員長報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第38号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第39号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第39号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第40号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 令和5年度大郷町水道事業会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第41号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和5年度大郷町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第14 議発第1号 大郷町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議長（石川良彦君） 次に、日程第14、議発第1号 大郷町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。大郷町議会議員石川壽和議員。

8番（石川壽和君）

議発第1号

令和5年3月16日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

提出者	大郷町議会議員	石川	壽和
賛成者	大郷町議会議員	石垣	正博
賛成者	大郷町議会議員	熱海	文義
賛成者	大郷町議会議員	和賀	直義
賛成者	大郷町議会議員	千葉	勇治
賛成者	大郷町議会議員	若生	寛

大郷町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を地方自治法112条及び大郷町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

まず、提案理由を申し上げます。

この条例は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本に統合されることとなり、令和5年4月1日以降、各地方公共団体の個人情報保護制度については、統合後の法律、改正後個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、各地方公共団体の議会は、共通ルールの適用対象から除外され、自立的な対応に委ねられるものとされております。

現在本町議会の個人情報の保護制度は、大郷町個人情報保護条例によって規律されていますが、改正後個人情報保護法が施行される令和5年4月1日以降は、その条例が廃止されることとなるため、引き続き同水準で本町議会の個人情報の保護制度を規律するため、条例を制定するものです。

別紙を御覧いただきます。

ボリュームがたくさんありますので、要点だけ説明をさせていただきます。

第1章 総則、条例の目的は定義、議会の責務について定めます。定義する4は、個人情報、個人識別保護、保有個人情報、個人関連情報などです。

第2章 個人情報等の取扱い、議会における個人情報の保有の制度、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限などについて改めます。

第3章 個人情報ファイル等、議会が保有している特定の個人情報を容易に検索できるよう、体系的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち、一定の内容、規模等を有するものを個人情報ファイル簿として作成、公表することなどについて定めます。

第4章 開示、訂正及び利用停止。自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止等の権利、手続等について定めます。

第1節 開示。議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続、開示請求に対する措置、開示決定等の期間等について定めます。

第2節 訂正。議会が保有する個人情報の内容が真実でないと思料する者からの訂正を請求する権利、訂正請求の手続、訂正請求に対する措

置、訂正決定等の期限等について定めます。

第3節 利用停止。議会が保有する個人情報について、この条例の定める事項に違反して保有、提供等をされる場合に利用停止、消去等を請求する権利、利用停止請求の手續、利用停止請求等に対する措置、利用停止等決定等の期限等について定めます。

第4節 審査請求。開示決定等、訂正設定等、利用停止決定等、またはこれらの決定に係る請求への不作為に係る審査請求等の手續について定めます。

第5章 雑則。未整備の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、苦情処理、審議会、施行状況の公表等について定めます。

第6章 罰則。職員、委託業務に従事する者、または派遣労働者（これらの者であった者を含む）が正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、これらの者が不正な利益を図る目的で提供または盗用した場合などの罰則を求めます。

附則、施行期日、経過措置等を定めます。

以上、議発1号についての説明といたします。

細かいところは、後でお読みになっていただきたいと思います。

御賛同よろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議発第1号 大郷町議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第15 請願第1号 「消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）実施延期を求める意見書」提出についての請願書

議長（石川良彦君） 次に、日程第15、請願第1号 「消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）実施延期を求める意見書」提出についての請願書を議題といたします。

ここで、総務産業常任委員会に付託されました請願第1号について、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長熱海文義議員。

総務産業常任委員長（熱海文義君） それでは報告いたします。

令和5年3月16日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

総務産業常任委員会  
委員長 熱海文義

請願審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大郷町議会会議規則第87条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	請願第1号
付託年月日	令和5年3月2日
件名	「消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）実施延期を求める意見書」提出についての請願
審査結果	採択すべきものと決定

以上です。

議長（石川良彦君） これより質疑に入ります。ございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 採択すべきものと決定の、これ全員がそうしたのか、それとも何対何とか、そのところをお示してください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。熱海文義議員。

総務産業常任委員長（熱海文義君） 全員ではございませんで、4対2という形だったと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより請願第1号 消費税インボイス制度(適格請求書等保存方式)実施延期を求める意見書」提出についての請願書を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

委員長の報告のとおり決することに採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

---

日程第16 委発第1号 消費税インボイス制度(適格請求書等保存方式)実施延期を求める意見書(案)について

議長（石川良彦君） 次に、日程第16、委発第1号 消費税インボイス制度(適格請求書等保存方式)実施延期を求める意見書(案)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務産業常任委員長熱海文義議員。

総務産業常任委員長（熱海文義君） それでは、提案理由の説明をいたします。

委発第1号

令和5年3月16日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

提出者

大郷町総務産業常任委員会  
委員長 熱海文義

賛成者

同委員 佐藤 牧

同委員 若生 寛

同委員 千葉 勇治

同委員 高橋 重信

同委員 佐藤 千加雄

消費税インボイス制度(適格請求書等保存方式)

## 実施延期を求める意見書（案）について

上記の議案を大郷町議会会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由の説明をいたします。

別紙を御覧いただきたいと思います。よろしいですか。

消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）実施延期を求める意見書（案）

新型コロナ危機の収束が見通せず、物価・資材高騰で多くの中小企業や小規模事業者の経営がかつてない危機に瀕しているなか、令和5年10月からインボイス制度の実施に向けた準備が進められています。

これまで年間売上げ1千万円以下の事業者は消費税の納税を免除されてきました。しかしインボイス制度（適格請求書等保存方式）は、「益税」解消という理由で消費税を販売価格に転嫁できない一人親方、シルバー人材センター登録者や農業者など500万人とも言われる小規模事業者をはじめ、1,000万人近いフリーランスも課税事業者に迫られています。こうした担税力の弱い立場にある事業者に消費税の負担を求めれば、「多様な働き方」は成り立たなくなってしまう。

制度の周知と準備も進んでいません。日本商工会議所が9月8日「消費税インボイス制度」に関する実態調査結果によれば、「インボイス制度導入に向けて特段の準備を行っていない事業者の割合は全体の42.2%だったものの、売上高1千万円以下の事業者は60.5%にのぼり小規模な事業者ほど準備は進んでいない実態が浮き彫りになった」と発表しました。

新型コロナ危機を克服し、新たな経済社会においても地域に根差して活動する中小企業業者などの存在は不可欠で、税制で商売や起業意欲を阻害することはあってはならないはずです。

よって、国及び政府においては、中小企業・個人事業主の事業存続と再生、日本経済並びに地域経済振興のため、下記の事項について要望いたします。

### 記

一．消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）実施延期をすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

宮城県黒川郡大郷町議会議長 石川良彦



衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣 殿

以上でございます。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

委発第1号 消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）実施延期を求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第17 議員派遣の件

議長（石川良彦君） 次に、日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。会議規則第112条第1項の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

---

#### 日程第18 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 次に、日程第18、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第70条の規定によりお手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出が

あります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（石川良彦君） 以上をもって、今定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 一昨日でしたか、私、委員会の席で町長の発言に対して大変暴言であるというふうな話をいたしました。そのときの町長の考え方は、本会議でないからいいんだという話でございました。

しかしながら、今日再度、再々度熱海議員の発言中にばかやろうという発言がありました。これは、とても大きな問題だと思います。

町長にはこれからもっと冷静な議会運営に協力していただきますようによろしくお祈いしますとともに、一連の暴言について謝罪をお願いしたいと思います。お諮りください。

議長（石川良彦君） その点については、議会運営議会等含めまして、後から協議したいと思います。発言の内容の確認等も含めましてと思います。

それでは、閉会について一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、3月2日開会以来本日までの15日間にわたり、令和5年度各種会計当初予算案はじめ、多数の重要議案について終始熱心に御審議をいただき、本日その全議案を議了し、無事閉会の運びとなりました。皆様に感謝を申し上げたいと思います。

また、執行者である町長はじめ、副町長、教育長、課長各位におかれましては、審議の間、常に真摯な態度で審議に御協力をくださいました。その御労苦に対し深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは予算審査特別委員会において出されました御意見、御要望に配慮していただき、今後の行政運営に十分に反映されますようお願いをします。

様々過疎指定になりまして、課題が多い行政運営が求められております。さらには、コロナ禍の中で第5類の指定にはなったものの、いまだ新型コロナについては終息も見えない状況でありますし、記録的な物価高騰等、まちづくりの事業あるいは行政運営について、かなり課題の多

い時期、時代に入っておりますが、そういったことを含めながら、議会も執行部もとにかく誠意を尽くし、住民福祉の向上に努められることを願いたいと思います。

終わりに、議員各位にはくれぐれも御自愛をいただき、町政推進に御尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて、令和5年第1回大郷町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午 後 1 時 4 1 分 閉 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員